心身障害者総合相談所長 様

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(通知)

このことについて、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から通知があり、道においても本通知のとおり取り扱うこととしますので、心身障害者総合相談所各支所及び別添通知文に基づき各市町村障がい福祉主管課長(指定都市・中核市を除く)等への周知についてよろしくお願いします。

記

1 趣旨

国では、「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウィルス感染症対策本部決定)を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく「自立支援医療」について、全国の受給者(令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に限る。)を対象に、当該有効期間の満了日を原則として1年間延長することができるよう、所用の措置を講じることとされたところ。

このため、身体障害者手帳及び療育手帳(以下、「身体障害者手帳等」という。)の再認定(再判定)に関し、自立支援医療の支給決定の有効期間満了日が1年間延長される見込みであることを斟酌の上、再認定(再判定)を実施する期日について、次のとおり延期する。

2 今後の取扱いについて

(1) 身体障害者手帳等の再認定(再判定)を実施する期日の延長対象期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日の1年間とする。 (札幌市、旭川市及び函館市に対し、上記期間に統一することで事前協議済み。)

(2) 延長対象者

上記(1)の対象期間に身体障害者手帳等の再認定(再判定)が必要と認められていた者。

(3) 対応方法

- 貴所において、既に身体障害者手帳等の再認定(再判定)の予約が入っている対象者に対し、本通知の趣旨及び再認定時期が延期可能となる旨を十分に説明の上、予約の延期等について理解を求めるとともに、身体障害者手帳所持者のうち延長対象者に対し、別添通知文により周知願います。
- なお、上記対応を経た上で対象者及びその家族等が再認定(再判定)を強く希望した場合は、貴所において新型コロナウィルスの感染を防ぐための徹底した対策等を講じた上で再認定(再判定)を予定通り行うことは差し支えないもの。

3 添付資料

- (1) 身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(令和2年4月24日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)
- (2) 心身障害者総合相談所各支所長あて通知文
- (3) 各市町村障がい福祉主管課長(指定都市・中核市を除く) あて通知文
- (4) 身体障害者手帳所有者(延長対象者に限る)あて通知文

基盤整備係

担当:城米

各児童相談所長 様

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(通知) このことについて、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から通知が あり、道においても本通知のとおり取り扱うこととしますので、よろしくお願いします。

記

1 趣旨

国では、「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウィルス感染症対策本部決定)を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく「自立支援医療」について、全国の受給者(令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に限る。)を対象に、当該有効期間の満了日を原則として1年間延長することができるよう、所用の措置を講じることとされたところ。

このため、身体障害者手帳及び療育手帳(以下、「身体障害者手帳等」という。)の再認定(再判定)に関し、自立支援医療の支給決定の有効期間満了日が1年間延長される見込みであることを斟酌の上、再認定(再判定)を実施する期日について、次のとおり延期する。

2 今後の取扱いについて

(1) 身体障害者手帳等の再認定(再判定)を実施する期日の延長対象期間令和2年3月1日から令和3年2月28日の1年間とする。

【期日の延長の例:令和2年8月 → 令和3年8月】 ※札幌市に対し、上記期間に統一することで事前協議済み。

(2) 延長対象者

上記(1)の対象期間に身体障害者手帳等の再認定(再判定)が必要と認められていた者。

(3) 対応方法

- 貴所において、既に療育手帳の再判定の予約が入っている対象者に対し、本通知の 趣旨及び再認定時期が延期可能となる旨を十分に説明の上、予約の延期等について理 解を求めること。
- なお、上記対応を経た上で対象者及びその家族等が再判定を強く希望した場合は、 貴所において新型コロナウィルスの感染を防ぐための徹底した対策等を講じた上で再 判定を予定通り行うことは差し支えないもの。

3 添付資料

○ 身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(令和2年4月24日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)

基盤整備係

担当:城米

障 福 第 4 3 1 号 令和2年(2020年)5月1日

心身障害者総合相談所各支所長 様 各総合振興局(振興局)社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(通知)

このことについて、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から通知があり、道においても本通知のとおり取り扱うこととしますので、別添通知文に基づき各市町村(指定都市・中核市を除く)の療育手帳所管課への周知についてよろしくお願いいたします。

なお、各市町村(指定都市・中核市を除く)の身体障害者手帳所管課に対しては、心身障害者総合相談所(本所)から周知していることを申し添えます。

記

1 趣旨

国では、「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウィルス感染症対策本部決定)を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく「自立支援医療」について、全国の受給者(令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に限る。)を対象に、当該有効期間の満了日を原則として1年間延長することができるよう、所用の措置を講じることとされたところ。

このため、身体障害者手帳及び療育手帳(以下、「身体障害者手帳等」という。)の再認定(再判定)に関し、自立支援医療の支給決定の有効期間満了日が1年間延長される見込みであることを斟酌の上、再認定(再判定)を実施する期日について、次のとおり延期する。

2 今後の取扱いについて

(1) 身体障害者手帳等の再認定(再判定)を実施する期日の延長対象期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日の1年間とする。 (札幌市、旭川市及び函館市に対し、上記期間に統一することで事前協議済み。)

(2) 延長対象者

上記(1)の対象期間に身体障害者手帳等の再認定(再判定)が必要と認められていた者。

(3) 対応方法

心身障害者総合相談所(本所)及び各児童相談所において、既に身体障害者手帳等の 再認定(再判定)の予約が入っている対象者に対し、本通知の趣旨及び再認定時期が延 期可能となる旨を十分に説明の上、予約の延期等について理解を求めること。

なお、上記対応を経た上で対象者及びその家族等が再認定(再判定)を強く希望した場合は、心身障害者総合相談所(本所)及び各児童相談所において新型コロナウィルスの感染を防ぐための徹底した対策等を講じた上で、再認定(再判定)を行うことは差し

支えないもの。

3 添付資料

- (1) 身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(令和2年4月24日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)
- (2) 身体障害者手帳所持者のうち延長対象者あて通知文 ※ 心身障害者総合相談所(本所)から送付する

基盤整備係

担当:城米

各市町村障がい福祉主管課長様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(通知) 平素より、本道の保健・医療・福祉行政の推進について格別のご尽力を賜り、心より感謝申し上 げます。

さて、標記について、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から通知があり、道においても本通知のとおり取り扱うこととしますので、ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1 趣旨

国では、「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウィルス感染症対策本部決定)を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく「自立支援医療」について、全国の受給者(令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に限る。)を対象に、当該有効期間の満了日を原則として1年間延長することができるよう、所用の措置を講じることとされたところです。

このため、身体障害者手帳及び療育手帳(以下、「身体障害者手帳等」という。)の再認定(再判定)に関し、自立支援医療の支給決定の有効期間満了日が1年間延長される見込みであることを斟酌の上、再認定(再判定)を実施する期日について、次のとおり延期することといたします。

2 本件に関する取扱いについて

(1) 身体障害者手帳等の再認定(再判定)の延期を実施する対象期間及び対象者 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に、当該再認定(再判定)の期間を迎 える方については、その期間を1年後に延期します。

(2) 本件対象者への通知

各市町村におかれては、この取扱いの趣旨について、それぞれにお住まいの上記(1) の対象者のうち身体障害者手帳所持者に対して、お知らせくださいますようお願いいた します。

なお、本件対象者又はその家族等が再認定(再判定)を強く希望した場合については、 その旨、心身障害者総合相談所(本所、支所のどちらでも可)までご連絡ください。その 事情により別途検討いたします。

3 添付資料

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(令和2年4月24日付け 事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)

基盤整備係

担当:城米

障 福 第 4 3 1 号 令和2年(2020年)5月1日

一般社団法人北海道医師会 会長 長瀬 清 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(通知) 平素より、本道の保健・医療・福祉行政の推進について格別の御尽力を賜り、心より感謝申し上 げます。

さて、標記について、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から通知があり、道においても本通知のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、各医療機関の医師への周知を図るため、別添資料の貴会「北海道医報」への同封 について、特段の御配意をくださるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

○ 北海道医報への同封依頼資料

別添「身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(通知)」のとおり

基盤整備係

担当:城米

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(通知)

平素より、本道の保健・医療・福祉行政の推進について格別の御尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課から通知があり、道においても本通知のとおり取り扱うこととしましたので、貴医療機関の身体障害者福祉法指定指定医師に御周知くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 趣旨

国では、「新型コロナウィルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウィルス感染症対策本部決定)を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく「自立支援医療」について、全国の受給者(令和2年3月1日から令和3年2月末日までの間に限る。)を対象に、当該有効期間の満了日を原則として1年間延長することができるよう、所用の措置を講じることとされたところ。

このため、身体障害者手帳及び療育手帳(以下、「身体障害者手帳等」という。)の再認定(再判定)に関し、自立支援医療の支給決定の有効期間満了日が1年間延長される見込みであることを斟酌の上、再認定(再判定)を実施する期日について、次のとおり延期する。

2 今後の取扱いについて

- (1) 身体障害者手帳等の再認定(再判定)を実施する期日の延長対象期間 令和2年3月1日から令和3年2月28日の1年間とする。 (札幌市、旭川市及び函館市に対し、上記期間に統一することで事前協議済み。)
- (2) 延長対象者

上記(1)の対象期間に身体障害者手帳等の再認定(再判定)が必要と認められていた者。

3 添付資料

○ 身体障害者手帳及び療育手帳の再認定(再判定)の取扱いについて(令和2年4月24日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課通知)

基盤整備係

担当:城米